

みどり青申

第76号



一般社団法人
みどり青色申告会

会長 平野 稔

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17

電話 045-989-5011

FAX 045-989-5022

e-mail: midori-airo@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



あおいろくん

個人版の事業承継税制 が創設されました



青色申告会が長年にわたり要望してきた「個人版の事業承継税制」が平成31年度税制改正により実現。青色申告者の事業継続を前提に、2019年1月1日以後に承継した一定の事業用資産について、承継時の税負担を100%猶予する制度が創設。

個人版の事業承継税制（概要）

○相続税だけでなく、贈与税も猶予の対象になります

→ 生前贈与で、事業承継の準備を早めにおこなうことができます。

○事業継続に必要なさまざまな事業用資産が対象になります

○土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで）

○固定資産税の対象となっている機械・装置、工具・器具・備品などの償却資産

（例）工作機械、パワーショベル、冷蔵庫、医療機器、美容・理容機器など

○自動車税もしくは軽自動車税の課税対象となっている車両・運搬具

○生物（例）乳牛、果樹など

○無形償却資産（例）特許権、鉱業権など



※ 対象となる事業用資産は先代の事業（不動産貸付事業等を除く）に使用し、先代の青色申告書（いわゆる65万円控除の対象となるもの）に添付される貸借対照表に計上されているものです。

注1 担保の提供が必要になります。

注2 2019年4月1日から5年以内に、都道府県に承継計画（※1）を提出して経営承継円滑化法の認定を受けることが必要です。

→ 3年ごとに税務署に継続届出書を提出します。

注3 10年間の特例措置です。

→ 2019年1月1日から2028年12月31日までの間におこなわれる相続等や贈与が対象になります。

○小規模宅地等の特例の見直し

対象となる事業用の小規模宅地特例について、相続開始前3年以内に事業に使い始めた一定の宅地等を特例の対象から除外する改正がおこなわれます。

※1 認定経営革新等支援機関（注）の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継系前後の経営見直し等が記載された計画。

（注）中小企業庁 認定経営革新等支援機関 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

緑税務署
人事異動

令和元年7月10日発令



署長
堀澤 信一

ホリヤマ シンイチ



個人課税第1部門統括官
栗原 和行

クリハラ カズユキ

決算書作成準備 相談会開催!

開催期間

申告期の
予約に
必須!

10月1日(火)~11月29日(金)

詳細は、同封の別紙「決算書作成準備相談会のご案内」をご参照ください。

※記帳の仕方、点検、経費になるものの分別等については、9月中にご相談下さい。



横浜市からのお知らせ

口座振替をおすすめします

口座振替納税は、一度お申込みいただきますと、ご指定の金融機関の口座から、納期限の日に自動的に引き落として納税する便利な制度です。ぜひ、ご利用ください。

【対象税目】個人市民税・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)

【お問い合わせ先】横浜市コールセンター
電話：045(664)2525 FAX：045-664-2828(年中無休：8時～21時)
(口座振替業務主管課：財政局納税管理課) 横浜市税 口座振替 検索

eTAX 共通納税システムが2019年10月よりスタートします

「地方税共通納税システム」とは全ての都道府県、市区町村へ自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。また、一度の納付手続きで複数の地方公共団体に納付ができます。

○利用可能な税目(※2019年10月時点)…①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税 ⑤事業所税 ⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)

詳しくは eTAX ホームページをご覧ください。 エルタックス 検索

(一社)全国青色申告会総連合 による表彰

去る6月26日に開催された(一社)全国青色申告会総連合定時会員総会において当会が表彰されました。

- ・ **会員増強運動表彰**
平成30年度純増150名以上の会
(表彰全国5会)
- ・ **会計ソフト「ブルーリターンA」普及表彰**
新規導入80本以上の会
(表彰全国13会)

(一社)神奈川県青色申告会連合会の会長に 当会の会長平野稔氏が就任

去る6月6日に開催された(一社)神奈川県青色申告会連合会通常総会にて役員改選が行われ、理事会において会長として当会の平野稔氏が選定されました。



平野氏「今後も神奈川県で個人事業を営む方の記帳・帳簿の作成から決算書作成、申告までを分かりやすくサポートすることに真摯に取り組んで参ります。」



<一般社団法人みどり青色申告会担当>
がん・医療福利厚生制度 募集代理店
株式会社 マイペース

0120-788-766

〒226-0011 横浜市緑区中山1丁目27-6 シロタ中山ハイツA204
TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072
URL <https://mypace.co.jp/> E-mail sales@mypace.co.jp

(一社)みどり青色申告会の
葬儀支援サービス 新たな手続きは不要!



正会員の特典

制度運営 株式会社全国儀式サービス

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目やサービスを「基本セット」(首都圏平均50万円)として**24万円(税別)**でご利用になれます。 ※2018年7月からご利用料金が変わりました。

24時間365日、お電話1本で全国のご葬儀を手配

事前のご相談も承ります。



0120-421-493

この制度は、事前にお電話いただかないとご利用になれません。

入会しただけではもったいない

(一社) **みどり青色申告会** を
使いこなそう!

過去の帳簿、決算書、申告書の控の有効活用

毎年、帳簿をつける時に経費の区分で苦労していませんか?
例えばガソリン代は車輛関係費? 交通費?
過去の帳簿を見返すことで経費の区分の確認ができ、
それによりスムーズな記帳ができます。
また、経費の計上漏れが防げます。
申告時には売上の推移、税額の推移、所得控除類の漏れ
を確認する為、過去の決算書、申告書の控と比較すること
も大切です。
相談時には持参しましょう。

令和2年分の申告から青色申告特別控除が変わります。

青色申告特別控除額が現行の65万円から
55万円に変わります。

引き続き今後も65万円控除を受けるには?
e-Taxによる申告(電子申告) or 電子帳簿
保存を行う必要があります。

e-Tax or 電子帳簿

ご相談、お問い合わせは事務局まで

わが街百景 南魚沼 (新潟県)

私が高校まで生まれ育ったのは雪深い新潟県南魚沼市です。冬になると毎日が雪との闘い、除雪車の来ない通学道は小学生には厳しいものでした。

冬の体育の授業は全てスキー、周囲はスキー場だらけですので自然と上達します。

厳しい冬が去ると春、緑に萌える山々が顔を出します。子供の頃は苦手だった山菜もこの歳になると懐かしく美味しい。



そして何よりも名産品は魚沼産のコシヒカリと日本酒。盆地で寒暖差が激しいのが美味しい理由らしい。お酒は美人同級生の実家、青木酒造の鶴齢、最近はかなり売れている様です。余り飲めないけど美味しい。

大河ドラマの天地人の舞台となった坂戸城跡周辺は高校時代の遊び場、静かになった様でまた訪れたい場所です。



魚沼スカイラインから南魚沼盆地を望む

(青葉区) 田村 昭

ふるさと自慢募集中! ぜひ事務局までご連絡ください

会員のお店紹介 随時募集しておりますので事務局までご連絡下さい (初回無料)

ココロベーカリー

ココロベーカリー-4つのこだわり

1. 国産(北海道)小麦100%
2. 無添加の生地
3. 焼きたて(できるだけ)
4. 笑顔

青葉区柿の木台14-14 アプログレスハネダ
Mail: cocor.bakery@gmail.com
HP: https://cocorbakery.com
OPEN: 9:30~18:30 (なくなり次第終了となります。)
CLOSE: 月・木曜日

**64か所ある足の反射区を
片足30分かけて、手で揉んでいく
リフレクソロジー足施術**

腰痛 首 肩 頭痛 生理痛 目の疲れ 睡眠など
改善を体感出来ます

若石 kmk

《江田サロン》横浜市青葉区荏田西1丁目1-10 江田ハイム 405
《梅丘サロン》東京都世田谷区梅丘1-9-6 コーポタバ 103
料金: 60分/5,000円 初回に限り/4,000円
TEL: 090-8639-4018 定休日: 不定休 完全予約制 出張あり

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能 共済金の受給権は差押禁止
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の
などに事業資金等の貸付けが受けられます。 差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

TEL:050-5541-7171 (共済相談室) **小規模共済** 検索

|| 専門家による無料個別相談会のご案内 ||

※お申し込み、お問い合わせは
事務局 (TEL:989-5011) まで。

税理士による税務相談会 完全予約制

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除(初年)等のご相談をお受けしております。

相談日 9月19日(木) **会場** 青色申告会
10月11日(金) 事務所
11月13日(水)

※9:30～、10:30～、11:30～より、ご希望の時間をお選びください。(各50分程度)

不動産に関する相談 完全予約制

空室、建物改善、滞納等の賃貸経営における問題から、相続、土地活用などの不動産に関するご相談をお受けしております。

相談日 9月18日(水) **会場** 青色申告会
10月 8日(火) 事務所
11月15日(金)

※10:00～、11:00～より、ご希望の時間をお選びください。(各50分程度)

ご予約は日程の1ヶ月前より承ります。

弁護士相談

初回無料

当会顧問弁護士であり青年部員でもある波戸岡光太弁護士をご紹介します。ご相談は取引・代金トラブル、離婚、相続、交通事故、不動産関係など、幅広く承ります。

※相談時間は30分程度です。
※相談は事務局へお申し込みいただきます。その後、日時や場所の詳細を相談員と直接調整していただきます。
※相続税など税金のご相談は、上記、税務相談会をご利用ください。



ご 報 告

◎令和元年度第3回理事会・役員研修会

日 時：令和元年 7月18日(木)

場 所：JA横浜 田奈支店

・役員研修会 午後1時30分～

出席：理事、監事、部役員計25名

研修

1. 申告会の組織について
2. 各部署(ブロック、委員会、部会)の説明
3. 役員の活動方針について
4. その他

状況報告

1. 消費税率引上げ、軽減税率制度導入の準備

・第3回理事会 午後3時15分～

出席：理事21名、監事2名

報告事項

1. 職務の執行状況報告
2. 顧問契約の更新について
3. ホームページリニューアルの計画について
4. ブロック・委員会・部会・支部からの報告

協議事項(継続)

1. 東北復興支援について

審議事項

1. 顧問、相談役について

その他

1. 事務所用地売却について

審議事項は採決により全て承認されました。

今 後 の 予 定

9月12日(木) 会員親睦日帰りバス研修旅行
(事務所閉所)

9月14日(土) 土曜日相談会(予約制)

9月19日(木) 職員研修のため、終日閉所

10月10日(木) 職員研修のため、午後事務所閉所
12日(土) 土曜日相談会(予約制)

11月3日(日・祝) 中山まつり・青葉区民まつり・
都筑区民まつり出店

こんな時には



その他…正会員が火災や水害により被害を被った場合、又正会員とその配偶者、専従者が亡くなった場合は、規程に従い、共済金を給付します。(一部会員を除く)

事務局まで
ご連絡ください! TEL. 045-989-5011

編・集・後・記

残暑お見舞い申し上げます。

7月・8月は台風10号等による自然災害のおそろしさやその影響力の大きさを改めて知らされました。

さて、7月・8月は記帳点検強化月間でしたが、記帳と保存は実行できましたか。強化の取組を日々の営みとして、実行しましょう。

広報副委員長 杉本 善和